

公益財団法人東松山市農業公社農作業受託規程

(目的)

第1条 公益財団法人東松山市農業公社（以下「公社」という。）は、定款第4条第1項第4号（農作業受託事業）の規定に基づき、公社が農業者等から委託を受けて行う農作業等の実施に関し、必要な事項を定め、受託作業の適正円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農作業等 農用地を耕起及び砕土する等の農作業並びに農用地を保全するための草刈り等の農地管理作業を行うこと。
- (2) 受託作業 公社が農業者等から委託を受けて農作業等を行うこと。

(委託者)

第3条 東松山市内で農業を営む者は、公社に対し次条に掲げる農作業等を委託することができる。

- 2 受託作業は、東松山市内の農用地において行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、公社理事長が特に必要と認める場合は、受託作業を行うことができる。

(受託作業の種類及び料金)

第4条 受託作業の種類及び料金は、別表のとおりとする。

(委託の申込)

第5条 公社に農作業等の委託をしようとする者（以下「委託者」という。）は、受託作業実施予定日の7日前までに別紙様式1の農作業等委託申込書（以下「申込書」という。）を公社に提出するものとする。

(作業の受託)

第6条 公社は前条の申込書を受理したときは、内容等を審査し、委託者に対し受託作業の可否を通知するものとする。

(受託の制限)

第7条 公社は、次の各号に該当する場合は受託作業を行わないことができる。

- (1) 農用地の状態が農作業等に適さないと認められるとき。

(2) 適期内作業が困難であると認められるとき。

(作業委託の変更等)

第8条 委託者は、農作業等委託申込書の内容を変更若しくは取り止める場合は、受託作業実施の2日前までにその旨を公社に連絡するものとする。

2 前項の規定に基づき、委託者から内容の変更の連絡があった場合は、公社は委託者と再度調整を行うものとする。

(作業報告並びに料金の請求及び徴収)

第9条 公社は受託作業が終了したときは、速やかに別紙様式2の受託作業報告書を作成し、第4条の規定により算出した料金を委託者に請求するものとする。

2 受託作業の料金は、委託者が指定する金融機関の口座から振替の方法により徴収することを原則とするものとする。

(作業の再委託)

第10条 公社は、受託作業の一部又は全部を他の農業者等に再委託することができる。

(収穫物の所有権)

第11条 受託作業により生ずる収穫物の所有権は、委託者に帰属する。

(管理注意義務)

第12条 公社は、善良なる管理者の注意をもって、受託作業に当たるものとする。

(損害賠償)

第13条 受託作業の実施に関し、故意又は重大な過失により委託者に対し損害を与えた場合は、公社がその責を負うものとする。

(連携・調整)

第14条 公社は、東松山市農作業受委託集団協議会、埼玉中央農業協同組合、東松山市及び埼玉県東松山農林振興センター等と連絡調整し、受託作業の適正円滑な実施を図るものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。